

# ショベルローダー等運転技能講習開催案内(3 1 時間講習)

陸災防岐阜県支部

労働安全衛生法により、最大荷重1トン以上のショベルローダー等の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務につかせるときは「ショベルローダー等運転技能講習を修了した者」でなければ運転出来ないことになっています。

当支部は、岐阜労働局長から登録教習機関（登録番号第43号）として認可をうけ、下記要領により技能講習を開催しますのでご案内申し上げます。【登録有効期間の満了日：令和6年3月31日】

記

1. 受講資格 自動車の普通運転免許以上を有する者

2. 講習日程及び定員 ※実技日程につきましては、ご希望にそえない場合もあります。

学科	実技（各日程いずれかの連続3日間）		定員
令和5年 4月7日(金)	4月10日(月)～12日(水)	4月13日(木)～15日(土)	学科 20名 実技 各10名
11月24日(金)	11月27日(月)～29日(水)	11月30日(木)～12月2日(土)	学科 20名 実技 各10名

3. 講習時間 学科 午前8時20分～午後5時30分  
実技 午前8時～午後5時30分

※学科日および実技初日の受付は開始10分前までにお済ませください。

4. 講習会場 学科・実技 美濃加茂市太田町777  
一般社団法人岐阜県トラック協会 緊急物資輸送センター

## 5. 受講申込手続き

受講希望者は、「ショベルローダー等運転技能講習申込書」に所要事項を記載し捺印の上、受講料ならびに必要な書類等を添付し下記へ申し込み下さい。

(1) 受付場所 〒501-6133 岐阜市日置江 2648-2  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 岐阜県支部  
TEL 058-279-3718 FAX 058-279-5337

(2) 受講料・テキスト代 ※学科日1週間前までにお問い合わせいたします。  
受講料 41,300円・テキスト代 1,700円  
合計 43,000円 (消費税を含む)

銀行振り込みの場合 十六銀行本店 普通預金 231954  
陸運労災防止協会岐阜県支部宛です。

受講申し込みを受け付けた方には、受講票をお渡しします。銀行振り込みの方は、テキストは会場渡しです。尚、既納の受講料金の払い戻しは致しません。

(3) 受講申込書に添付を要する書類等  
◇写真1枚（6か月以内に撮影した背景のない無帽・上半身・縦3.5cm×横2.5cm）  
※写真は修了証に使用しますので、鮮明なものを添付（コピー機等での複製は不可）  
◇自動車運転免許証の写し（コピー）1枚 住所変更等の記載がある場合は裏面もコピー  
◇旧姓の併記は戸籍謄本、通称の併記は住民票等の証明書を添付してください。

留意事項「ショベルローダー」とは、車体前方に備えたショベルをリフトアームによりバラ物荷役を行う二輪駆動の車輛を言います。従って、四輪駆動のショベルは、車輛系建設機械の適用となりますので、本講習では資格が取得出来ません。